

面会禁止の制度見直しについて

令和3年4月に発出された新型コロナウイルス感染症に対する緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置は、感染状況を鑑み同年9月30日をもって解除されました。

引き続き感染予防の徹底は必要ではございますが、ご入院されていらっしゃる患者様との面会禁止について、一部見直しを行わせていただきます。

面会禁止の一部解除について

実施日：令和3年11月1日以降

対象者：ご入院中の患者様のご家族様より指名の1名限り

面会時間：1日1回 13:00～16:00の間の15分程度

対象者につきましては、ご家族様より任意の1名を指名いただきます。決定後の変更はできません。

なお、新型コロナウイルス感染症のワクチンを2回接種し、2週間経過されている方よりご検討ください。

※持病等によりワクチン接種が困難な事情をお持ちの際は、予めご相談ください。

※対象者は原則栃木県内在住の方に限らせていただきます。

対象者には、面会許可証の発行や、面会する際の注意事項等のご案内がございます。

患者様ご入院の際にご説明いたしますので、ご承知おきください。

※赤ちゃんセンター、ICU、産婦人科病棟は面会禁止対応を継続します。

※11月1日時点で、既にご入院中の方につきましては、窓口にてお問い合わせください。

※面会制度につきましては、新型コロナウイルス感染症の流行状況により、予告なく変更されることがございます。予めご了承のほどよろしく願いいたします。